

登録意匠「遊戯用器具の表示器」の審決取消請求事件：知財高裁平成 27(行ケ) 10004・平成 27 年 7 月 9 日（2 部）判決＜請求棄却＞⇒特許ニュース No. 14054

### 【キーワード】

部分意匠，意匠の創作容易性（意匠法 3 条 2 項），意匠の類似（意匠法 3 条 1 項 3 号）

### 【事案の概要】

本件は，意匠登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は，創作容易性（意匠法 3 条 2 項）の認定判断（差異点の認定，創作容易性の判断）の適否である。

#### 1 特許庁における手続の経緯

被告（株式会社エレクス）は，下記部分意匠（本件部分意匠）の意匠権者である（本件意匠の意匠公報写しを本判決末尾に別紙として添付する。）。

原告（大一電機産業株式会社）が，平成 25 年 3 月 18 日，本件部分意匠について意匠登録無効審判請求をしたところ（無効 2013-880010 号），特許庁は，平成 26 年 12 月 11 日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，その謄本は，同月 19 日に原告に送達された。

（甲 25）

### 【本件部分意匠】

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ① 登録番号       | 意匠登録第 1 2 6 4 4 4 1 号 |
| ② 登録日        | 平成 1 8 年 1 月 2 0 日    |
| ③ 出願日        | 平成 1 7 年 1 月 1 3 日    |
| ④ 意匠に係る物品    | 遊戯用器具の表示器             |
| ⑤ 意匠に係る物品の説明 |                       |

本物品は，パチンコ，スロットマシン等の遊戯用器具の上部に設置されるもので，データ表示部に遊戯者の各データを表示する数字に対応するセグメントを点灯させることにより所望の数字，色などを変動表示すると共に，上部に輝度，色調を可変できる上部ランプと，左右に各ボタンを押すことによって点灯する左右ランプが設けられたものである。

⑥ 意匠の説明 別紙の図面代用写真において，黄色で塗りつぶした部分以外が，部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

（別紙の正面図を下記に掲記する。）

[正面図]



## 2 審決の理由の要点

### (1) 本件部分意匠の認定

- ① 部分全体を暗色の正面視略横長六角形状の表示画面とし、上辺側は浅く、下辺側を奥側にまで深く、遊戯用表示器の本体部にくい込んで設けたもので、平行な上辺及び下辺を横長にし、左右辺は上辺側が短く角部が隅丸の「く」の字型と逆「く」の字型で左右対称に横長の略六角形状に表れ、
- ② 表示画面内に横長長方形形状のセグメント表示部分を設け、
- ③ セグメント表示部分の内側中央の上辺寄りに3桁の大型の数字表示部（大型数字表示部）を設け、
- ④ セグメント表示部分の左側上辺寄りに4桁の中型の数字表示部（中型数字表示部）を設け、
- ⑤ セグメント表示部分の左側下辺寄りに小型横長長方形形状から形成されたドット表示部（ドット表示部）を設け、ドット表示部全体を横長長方形形状に配列し、
- ⑥ 大型数字表示部の下側から右側にかけて、倒L字状に、小型の数字表示部（小型数字表示部）を設け、
- ⑦ 大型数字表示部の右側には、3桁と2桁の小型数字表示部を上下2段に配し、
- ⑧ 大型数字表示部の下の左寄りには、3桁の小型数字表示部を配し、その右側に2桁と3桁及び2桁の小型数字表示部を連続して配し、
- ⑨ 各数字表示部の上部には、極小の文字表示部が配され、「大当たり」など、該当する文字が点灯するようになっており、
- ⑩ ドット表示部は、左端の一行に縦に7つの数字表示部を配し、その右側に縦7段横10列の小型の横長長方形を配したものである。

### (2) 引用意匠の認定

以下、引用意匠の本件部分意匠に相当する部分を、判決文上、端的に「引用部分意匠」と表現するが、引用意匠の部分が独立の公知意匠として存する趣旨をいうものではない。

#### ア 引用部分意匠1

引用部分意匠1は、平成16年4月14日が最終更新日となっている被告

のホームページに掲載された商品名「デー太郎ランプ7α」の遊戯用器具のデータ表示器中央の表示画面であり（甲1の1・2），その形態は，次のとおりである。

【引用部分意匠1】



【形態】

- ① 横長長方形の暗色の表示画面に各種表示部が配置され，
- ② 表示画面の上段に大きめの数字表示部が，左から3桁，2桁，2桁と右寄りに配置され，
- ③ 表示画面の左下部分に，左端の一行に縦に7つの数字表示部を配し，その右側に横長長方形が縦7段横10列に配列されたグラフや文字を表示可能なドット表示部が配置され，
- ④ 表示画面の右下部分に，2桁の小型数字表示部が，2段に配され，上段は右よりに2桁ずつ2つ，下段は中央から右端まで2桁ずつ3つ，合計5つ配置されている。

イ 引用部分意匠2

引用部分意匠2は，平成17年1月に発売された，アイ電子株式会社のホームページに掲載された呼出しランプ「スーパー・エンジェルⅡ」の遊戯用器具のデータ表示器中央の表示画面であり（甲2の1～4），その形態は，次のとおりである。

【引用部分意匠2】



【形態】

- ① 略横長長方形の暗色の表示画面に各種表示部が配置され，
- ② 表示画面の形状は，横長長形状を両下部の角部を内側に円弧状に窪ませた略逆凸字形状であり，
- ③ 表示画面の最上段には横長帯状のグラフ表示をするドット表示部が配置

され、

- ④ 表示画面の上方寄り中央に大きく3桁の大型数字表示部が配置されている。
- ⑤ 大型数字表示部の左側に2桁の中型数字表示部が配置され、
- ⑥ 大型数字表示部の右側に、その左側よりやや小さい4桁の中型数字表示部が配置され、
- ⑦ 表示画面の左下部分に、3桁の小型数字表示部が上下2段に配置され、
- ⑧ 表示画面の右下部分に、3桁の小型数字表示部が上下2段に配置されている。

#### ウ 引用部分意匠3

引用部分意匠3は、平成17年に配布された株式会社宝商事のカタログ「AMUSEMENT PARLOR TOTAL CATALOG 宝商事総合カタログ 14 2004」154頁上段に掲載された呼出しランプ「ビッグビュー」の遊戯用器具のデータ表示器中央の表示画面であり（甲3）、その形態は、次のとおりである。

#### 【引用部分意匠3】



#### 【形態】

- ① 略六角形の暗色の表示画面に各種表示部が配置され、
- ② 表示画面の形状は、平行な上辺及び下辺を横長にし、左右辺は上辺側が短く角部が「く」の字型と逆「く」の字型で左右対称の略六角形状であり、
- ③ 表示画面の左側半分に複数の数字表示部が配置され、
- ④ 表示画面の右側半分に複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能なドット表示部が配置され、
- ④ 表示画面の最上段において、左側部分に2桁の大型数字表示部、その右側に2桁の中型数字表示部、中央を空けて右側に3桁の中型数字表示部、及び右端に2桁の小型数字表示部が配置され、
- ⑤ 左側の大型数字表示部の下に2桁の小型数字表示部が2個ずつ、2段に4個配置され、
- ⑥ 小型数字表示部の右側には、左端の一行に縦に7つの数字表示部を配し、その右に横長長方形が縦7段横9列に配列されたドット表示部が配置されている。

#### エ 引用部分意匠4

引用部分意匠4は、平成17年に配布された株式会社宝商事のカタログ

「AMUSEMENT PARLOR TOTAL CATALOG 宝商事総合カタログ 14 2004」の第155頁左下段に掲載された呼出しランプ「デカセグ」の遊戯用器具のデータ表示器中央の表示画面であり（甲4），その形態は，次のとおりである。

【引用部分意匠4】



【形態】

- ① 略横長長方形の暗色の画面に各種表示部が配置され，
- ② 表示画面の形状は，左右辺の下寄りに長方形のデータボタンと呼出しボタンが左右対称に設けられて略「エ」字状で，上下は暗色の画面がデータ表示器の上下一杯まで設けられており，
- ③ 表示画面の最上段において左側部分に2桁の大きめの中型数字表示部，その右側に2桁の中型数字表示部，右中央寄りを空けて右側に3桁の中型数字表示部が配置され，
- ④ 左側の中型数字表示部とその右の中型数字表示部の下に2桁の小型数字表示部が2個ずつ，2段に4個配置され，
- ⑤ 小型数字表示部の右側には，左端の一行に縦に7つの数字表示部を配し，その右の画面中央に横長長方形が縦7段横10列に配列されたグラフや文字を表示可能なドット表示部が配置され，
- ⑥ ドット表示部の右側で右側の3桁の大型数字表示部の下に2桁の小型数字表示部が配置されている。

オ 引用部分意匠5

引用意匠5は，株式会社大一商会在平成16年に2004年のパチンコ機種としてホームページに掲載した「HYPER PASSION」のパチンコ台の遊技盤の数字表示部であり（甲5の1・2），その形態は，遊技盤中央の横長楕円形の枠内に3桁の数字表示部が表されており，中央の1桁の数字が左右の数字よりも大きく配置されているというものである。

(3) 共通点

本件部分意匠と引用部分意匠1～4とは，遊戯用器具のデータ表示器の表示画面で，暗色の表示画面に各種表示部が配置されている点で共通する。

(4) 差異点

本件部分意匠と引用部分意匠1～4とは，①表示画面の形状，②中央の大型の3桁の数字表示部の有無又は位置，③中型の数字表示部の配列，④小型の数字表示部の配列，⑤ドット表示部の形状又は位置において差異がある。

本件部分意匠と引用部分意匠5とは，①表示部の用途及び機能，②表示画面の形状，③数字表示部の大きさ及び配列において差異がある。

## (5) 創作容易性の判断

① 引用部分意匠1の各数字表示部は、本件部分意匠の各数字表示部の態様とは異なるから、引用部分意匠1の各数字表示部をそのまま使用しても、本件部分意匠の態様を導き出せない。

② 引用部分意匠3の表示画面の形状は、本件部分意匠の表示画面の形状とは異なるから、引用部分意匠3の表示画面の形状を採用しても、本件部分意匠の態様を導き出せない。

③ 引用部分意匠1の数字表示部に引用部分意匠2の中央の大型の3桁の数字表示部を配しても、そのままでは本件部分意匠の各数字表示部の態様とはならない。

④ 引用部分意匠1の数字表示部に引用部分意匠2の中央の大型の3桁の数字表示部を配して、さらに、引用部分意匠3の外形状と組み合わせたとしても、本件部分意匠の態様を導き出すことができない。

⑤ 本件部分意匠の大型数字表示部は、極めて目立つものであるところ、引用部分意匠4の中型数字表示部又は引用部分意匠5の数字表示部に基づいて、本件部分意匠の大型数字表示部を導き出すことは困難である。

⑥ 引用部分意匠2の表示画面をそのまま用いても、本件部分意匠の態様を導き出すことはできない。

## (6) 審決判断のまとめ

本件部分意匠は、本件部分意匠の登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠である公知の引用部分意匠1～5に係る意匠に基づいて、容易に創作することができたものとは認められない。

したがって、本件部分意匠は、原告の主張する無効理由によって、その登録を無効とすることはできない。

## 【判 断】

1 取消事由1（本件部分意匠と引用部分意匠1との差異点の認定の誤り）について

### (1) 審決の認定について

審決は、引用部分意匠1について、「ホームページに掲載された商品名『デー太郎ランプ7α』」の遊戯用器具のデータ表示器の中央の表示画面」として、ホームページに掲載そのもの（表示画面の写真）ではなく、そこから認められる実際の器具の形態（実物の表示画面）を引用部分意匠1としたものと認められる。しかるところ、「デー太郎ランプ7α」の実際の表示画面における区域①の数字表示部の桁数は、4桁と認められるから（甲32）、この数字表示部の桁数を3桁と認定した審決には、誤りがあることになる。しかしながら、後記のとおり、この点についての審決の誤りは、結論に影響しない。

そこで、更に進んで検討するところ、引用部分意匠1は、上記のとおり区



域①の数字表示部の桁数を4桁と補正するほかは（この結果、区域①～③は、若干右寄りに配置されている程度ということになるが、右寄りと認定した審決に誤りがあるとまではいえない。）、審決の認定（前記第2，2(2)ア）が相当であり、審決の意匠構成の認定に誤りはないというべきである。

## (2) 数字表示部の認定について

原告の主張は、要するに、審決が前記第2，2(2)アのとおり区域①～③と区域④～⑧とをそれぞれひとかたまりの群として認定したのに対し、区域①と区域②～⑧とをまず区別した上で、区域②～⑧を更に区域②～⑤と区域⑥～⑧との2つに分けて認定すべきである、というものである。

しかしながら、区域①と区域②③とを対比すると、その数字表示部はそれぞれ同一の大きさであるが、区域①～③と区域④～⑧とを対比すると、その数字表示部はそれぞれ大きさが異なることは、容易に見て取れることであり、そして、区域①～③が表示画面上段に一連に配置されていることも加味すれば、看者は、審決の認定するとおり、区域①～③と区域④～⑧とをそれぞれひとかたまりととらえるものといえる。

原告の上記主張は、採用することができない。

## (3) 数字表示部の共通点・差異点について

上記(2)のとおり、引用部分意匠1の認定に係る原告の主張は、採用することができないから、その余の点について判断するまでもなく、原告の数字表示部の共通点・差異点に係る主張は、採用することができない。

## (4) 小括

以上のとおり、審決の本件部分意匠と引用部分意匠1との差異点の認定には、原告の主張する点において、誤りがあるとはいえない。

したがって、取消事由1は、理由がない。

## 2 取消事由2（創作容易性判断の誤り）について

### (1) 差異点（ウ）及び差異点（エ）について

原告の主張する差異点（ウ´）及び差異点（エ´）と、審決の認定する差異点（ウ）及び差異点（エ）とは、両者を併せた同一部分に差異があるというものであるから、原告は、差異点（ウ）及び（エ）の創作容易性の判断の誤りも主張していると解される。そこで、以下、これを前提に判断する。

上記のとおり、差異点（エ）とは、大型数字表示部の下側から右側にかけて倒L字状に設けられた2～3桁の小型数字表示部の配列の差異をいうところ、この小型数字表示部は、表示画面中央上辺寄りに設けられた3桁の大型数字表示部（差異点（イ））、表示画面左側上辺寄りに設けられた4桁の中型数字表示部（差異点（ウ））、表示画面左側下辺寄りに設けられたドット表示部と共に、本件部分意匠の美感上の特徴の一部、すなわち、極めて目立つ大型数字表示部を上辺の中心に置き、その周囲に比較的小さな各種データ表示部を配置するという特徴を構成している要素である。

ところが、この差異点（エ）に係る倒L字状の数字表示部群、すなわち、小

型数字表示部の形態は、引用部分意匠2～5のいずれにも見られないものであり、また、通常の利用者の視覚を通じて生じる美感を基準とする限り、引用部分意匠1の区域④～⑧を倒L字状の数字表示部群ととらえることもできない。そして、この倒L字状の形態が、ありふれた手法に基づくものであるとか、又は特段の創意を要さないで創作できるとは認め難い（シンプルであるからといって、直ちに、創作が容易であるとか、美感への影響が微弱であるとはいえない。）。

原告の主張するように、数字表示部の桁数、数字表示部の大きさ、又は数字表示部の配置を多少変更させることは、個別に分断して検討すれば、それほど創意工夫とはいえないであろうが、これらを全体的に観察すると、大型数字表示部に隣接して配置された多数の数字よりなる小型数字表示部が、倒L字状のものとして、一体の美感を形成しているのである。

## (2) 差異点(イ)について

前記のとおり、差異点(イ)とは、表示画面中央上辺寄りに設けられた3桁の大型数字表示部の有無をいうところ、この形態は、引用部分意匠2～5のいずれにも見られない。また、この形態が、ありふれた手法に基づくものであるとか、又は特段の創意を要さないで創作できるとは認め難い。

原告は、引用部分意匠2に差異点(イ)に係る構成が顕れている旨を主張する。

しかしながら、本件部分意匠の大型数字表示部は、表示画面の最上段に配置されているところ、引用部分意匠の3桁の大型数字表示部は、表示画面上方寄りには配置されているものの、最上段のドット表示部よりは下に配置されているのであり、大型数字表示部の配置された位置は、両者で異なるものである

(このような数字表示部の配置の入替え〔左右上下前後反転のようなものは含まない。〕と、上記(1)に説示した数字表示部の単なる配置の変更とは区別されなければならない。)。しかも、本件部分意匠では、小型数字表示部及び中型数字表示部という二段階の対象数字表示部との比較において、大型数字表示部の大きさがより強調されているものである。

数字を大きくすること自体がありふれた手法であるとしても、ありふれた手法に基づく複数の構成要素を組み合わせることによっても新たな美感は生じ得るのであり、そして、その組合せにこそ創意が発揮されるのである。したがって、意匠の構成要素の位置を異にする意匠から、その位置を捨象した構成要素のみを取り出してその創意を論じることは、相当ではない。

原告の上記主張は、採用することができない。

## (3) 差異点(ア)について

差異点(ア)とは、本件部分意匠の表示画面の形状が、平行な上辺及び下辺を横長にし、左右辺は上辺側が短く角部が隅丸の「く」の字型と逆「く」の字型で左右対称に横長の略六角形状となっているとの差異であるが、この形態は、引用部分意匠2～5のいずれにも見られず、また、この形態が、ありふれ



た手法に基づくものであるとか、又は特段の創意を要さないで創作できるとは認め難い。

原告は、引用部分意匠3に差異点（ア）に係る構成が顕れている旨を主張する。

しかしながら、引用部分意匠3の表示画面の外形形状は、ほぼ長方形状であって、寸胴な印象を与えるのに対し、本件部分意匠の表示画面の外形形状は、角部が強調され、シャープな印象を与えるのであって、その美感は異なる。

原告の上記主張は、採用することができない。

#### (4) 小括

以上から、本件部分意匠は容易に創作できるものでないと認められる。

したがって、取消事由2は、理由がない。

そのほか、原告のるる主張するところも、いずれも当裁判所において採用するところではない。

#### 結 論

以上によれば、取消事由はいずれも理由がない。

よって、原告の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

#### 【論 説】

1. 私は長年、公開されたいろいろな特許関係の裁判事件の判決文を読み批評をして来ているが、本件判決文については、繰り返して読み、目を疑ったものである。

本件判決は、登録意匠に対する無効審判請求事件の審決に対する取消請求事件であるところ「2. 取消事由2（創作容易性判断の誤り）について」の「(4) 小括」は、「以上から、本件部分意匠は容易に創作できるものでないと認められる。したがって、取消事由2は、理由がない。」で終わり、適用法規の条文の記載がないのである。

私は、これを裁判所の故意ではなく過失と思い、「審決の理由の要点」における「(6) 審決判断のまとめ」の記載を見たところ、ここには法規定についての記載がないのみならず、その「まとめ」には明らかな誤謬があることを発見したのである。

即ち、「本件部分意匠の登録出願前に、日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠である公知の引用意匠1～5に係る意匠に基づいて、容易に創作することができないものとは認められない。」との記述は、刊行物等公知の意匠について適用される意匠法3条1項2号の場合と同じ場合についての適用であって、事実上公知の意匠との関係がある場合に適用される同法3条2項の規定についてのものではないのである。

そして、後者の規定の適用にあつては、同法3条1項が1号の場合の意匠と2号の場合の意匠との公知性の内容を区別して規定している立法理由をよく理

解した上で行うべきであるにもかかわらず、同裁判所では（そして特許庁でも）それを理解していないのである。<sup>1)</sup>

すると、同判決における「審決判断のまとめ」は、不正確かつ無意味なものであるということになる。

そこで、入手した審決公報から「第5 当審の判断」の「4. 本件登録意匠の創作性の判断」につづく「5. 小括」を調べてみると、次のように記載されているのである。

「したがって、本件登録意匠は、本件意匠登録出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠である公知の引用意匠1ないし5に基づいて容易に創作することができたものとは認められず、意匠法第3条第2項の規定には該当せず、無効理由を有さないものであるから、本件登録意匠は、請求人の主張する無効理由によっては、同法第48条第1項第1号の規定に該当しないものと認められる。」

そして、最後の「むすび」では、「以上のとおりであって、本件登録意匠は、請求人の主張する無効理由によっては、意匠法第3条第2項の規定に該当するにもかかわらず意匠登録を受けたものとはいえず、意匠法第48条第1項第1号の規定によって、その登録を無効とすることはできない。」と結んでいるのである。

これによって、審決の論理には誤りがないことがわかり、審判請求人の主張が採用されなかった理由を理解することができたのである。但し、審決が、意匠法3条2項の規定が事実上公知の意匠だけではなく、刊行物等公知意匠を含むものと解している点は、前記したとおり誤りである。

**2.** さて、この事件判決を読みまず思うことは、原告（審判請求人代理人）も裁判所も、意匠法において重要なキーワードであり初歩である「意匠の類似」の意義と「意匠の創作力（容易創作性）」の意義とを、真に理解していないのではないかという危惧である。換言すれば、法概念の相違性についての理解である。

これについては、拙著「意匠法の研究」（発明協会）や「判例意匠権侵害」（発明協会）や「意匠権侵害・理論と実際」（経済産業調査会）などを参照していただければよく理解することができる。改正前の現行意匠法（昭和34年）下における2つの裁判例が注目される。その1は「可撓伸縮ホース事件」の東京高判昭和46年1月29日であり、その2は「帽子事件」の東京高判昭和48年5月31日であり、これらにおいて裁判所は、法3条1項3号の「意匠の類似」とは同一又は類似の物品の範囲における創作の同一性をいい、法3条2項の「意匠の容易創作性」とは、物品の類否を超えた範囲における創作性の同一性をいう、と明確に判示しているのである。そして、最高裁においては、これらの判示事項のうち、物的基準についての考え方にはほとんど違いはないが、人的基準について、意匠の類否判断は一般需要者とし、容易創作性の判断は当業者と区別したのである。<sup>2)</sup>

しかしながら、本件裁判所にあつては、そのような最高裁の判例を引用することもなく、意匠法3条2項の規定を内容を無理解のまま誤って適用しているのである。

3. そこで、本件登録意匠における部分意匠の実体を把握するためには、まず願書の記載を見なければいけないところ、「図面代用写真において、黄色で塗りつぶした部分以外が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」(本紙では、灰白色に記載されている部分が、黄色で塗りつぶした非創作形態部分であり、その部分以外の「全体を暗色の正面視略長六角形状の表示画面」が、本件意匠の創作の要部となる形態部分である。)

すると、本件登録意匠も原告が引用している意匠も、同一物品の範疇に属する意匠であるから、両意匠は同一物品間において類似する形態を有するものであると、原告はなぜ考えて主張しなかったのだろうか。

しかしながら、引用意匠1～5と本件登録意匠とを各々対比して観察すると、いずれの引用意匠にあつても、部分意匠としての表示画面の形状が「正面視略横長六角形状」のものは存在しないことが判明したから、その表示画面における形態部分についての創作性は同一ではなく、類似しないと判断することができるのである。ただ引用の部分意匠3がやや近い形状であるようにも見えるから、もし原告が法3条1項3号の適用を主張していたならば、どういう判断が出たかわからない。

4. ところで、本件登録意匠は法3条1項3号に該当する意匠か、又は法3条2項に該当する意匠かの判断は、まず第1に、引用する意匠ないし形態が、本件意匠と同一又は類似の物品に属するものなのか否か、第2に、引用意匠は事実上公知のものなのか、刊行物等公知のものなのかを区別することである。

そして、引用意匠が、第1の基準では同一又は類似の物品の範疇にある意匠であれば、法3条1項の規定の適用によって、事実上公知のみならず刊行物上公知のものまで広く見て、創作の同一性の有無を判断し、第2の基準では同一又は類似の物品の範疇を超えた意匠であれば、事実上公知のものであるか否かに限定して、創作の同一性の有無を判断すべきであることを知るべきである。

5. そして、もう一つ忘れてはならないことは判断する人的基準である。

意匠法3条1項の規定は、出願意匠の登録要件としての「新規性」の存在を要求しているが、同条項3号は「前二号に掲げる意匠に類似する意匠」と規定する。この類似の意匠がどうかを判断する人的基準は、同条項柱書に規定している「工業上利用することができる意匠の創作をした者」である。即ち、インダストリアルデザイナーと呼ばれる者であるから、彼らはデザインの創作をするにあたり、当該物品の属する分野における知識を当然のこととして有している者であるから、当業者の視線で創作の同一性、即ち類似の有無を判断すべきことになるので

ある。(法24条2項の規定が誤りであることは、筆者は、改正当時から指摘している。)

需要者は、デザイナーが創作し、工場において製作された製品(物品)が、商品として販売された時に初めて登場する人物であるから、彼らは不競法においてと同様に、商品形態が問題となる市場において混同する者となるのである。

6. なお、無効審判を請求する場合においては、当該意匠が新規性がない意匠なのか、創作力がない意匠なのか、もし不明である場合には、両規定について択一的に選択できるような主張をすることも作戦といえるだろう。

いずれにせよ、意匠法は特許法・実用新案法と同様に創作保護法であり、意匠は発明・考案と同様に物品の外観形態についての創作品であり、意匠の類似とは、同一・類似の物品の範囲において創作性が同一であることをいう、と考える本質的な理解を、関係者は忘れてはならないのである。

-----

1) 知財高判平成26年3月27日「シール事件」特許ニュース No. 13727 との違いを考えてほしい。

「意匠法3条1項は、意匠登録を受けることができない意匠として、①出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠(同項1号)、②出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠、電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠(同項2号)等を別個に列挙している。

また、同条2項は、出願前に当業者が日本国内又は外国において「公然知られた」模様等に基づいて容易に創作することができた意匠は、同条1項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない旨定める。

仮に同条1項1号の「公然知られた」意匠の意義を、不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことで足りると解した場合には、同項1号を2号と別個に規定した意味が失われてしまうから、同項1号の「公然知られた」意匠とは、不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことでは足りず、現実には知られている状態に至ったことを要すると解するのが相当である。そうだとすると、同条2項の「公然知られた」模様等についても、同様に、不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことでは足りず、現実には知られている状態に至ったことを要すると解するのが相当である。」

2) 例えば、牛木「意匠権侵害」(経済産業調査会)46頁以下。

[牛木 理一]

〔 本 件 登 録 意 匠 〕

(11) 【登録番号】意匠登録第1264441号(D1264441)

(24) 【登録日】平成18年1月20日(2006. 1. 20)

(54) 【意匠に係る物品】遊戯用器具の表示器

【部分意匠】

(52) 【意匠分類】E2-31900

(51) 【国際意匠分類(参考)】21-03

(21) 【出願番号】意願2005-713(D2005-713)

(22) 【出願日】平成17年1月13日(2005. 1. 13)

(72) 【創作者】

【氏名】近藤 政彦

【住所又は居所】名古屋市緑区大高町字一番割66番地-1 大一電機産業株式会社内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】390026217

【氏名又は名称】大一電機産業株式会社

【住所又は居所】愛知県名古屋市緑区大高町字一番割66番地-1

(74) 【代理人】

【識別番号】100082500

【弁理士】

【氏名又は名称】足立 勉

【審査官】渡邊 久美

(56) 【参考文献】遊技通信、1302号、(2004-11-25)、115頁

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、パチンコ、スロットマシン等の遊戯用器具の上部に設置されるもので、データ表示部に遊戯者の各データを表示する数字に対応するセグメントを点灯させることにより所望の数字、色などを変動表示すると共に、上部に輝度、色調を可変できる上部ランプと、左右に各ボタンを押すことによって点灯する左右ランプが設けられたものである。

(55) 【意匠の説明】図面代用写真において、黄色に塗りつぶした部分以外が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【図面】

【斜視図】

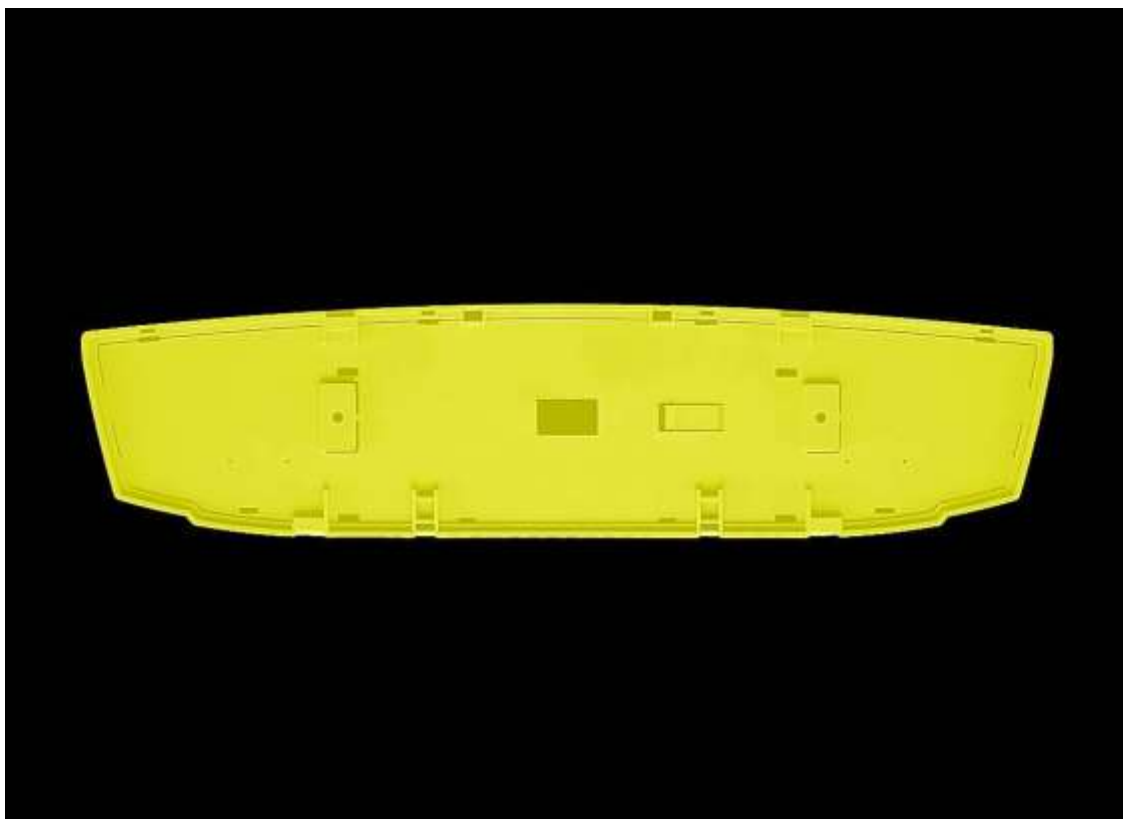


【正面図】

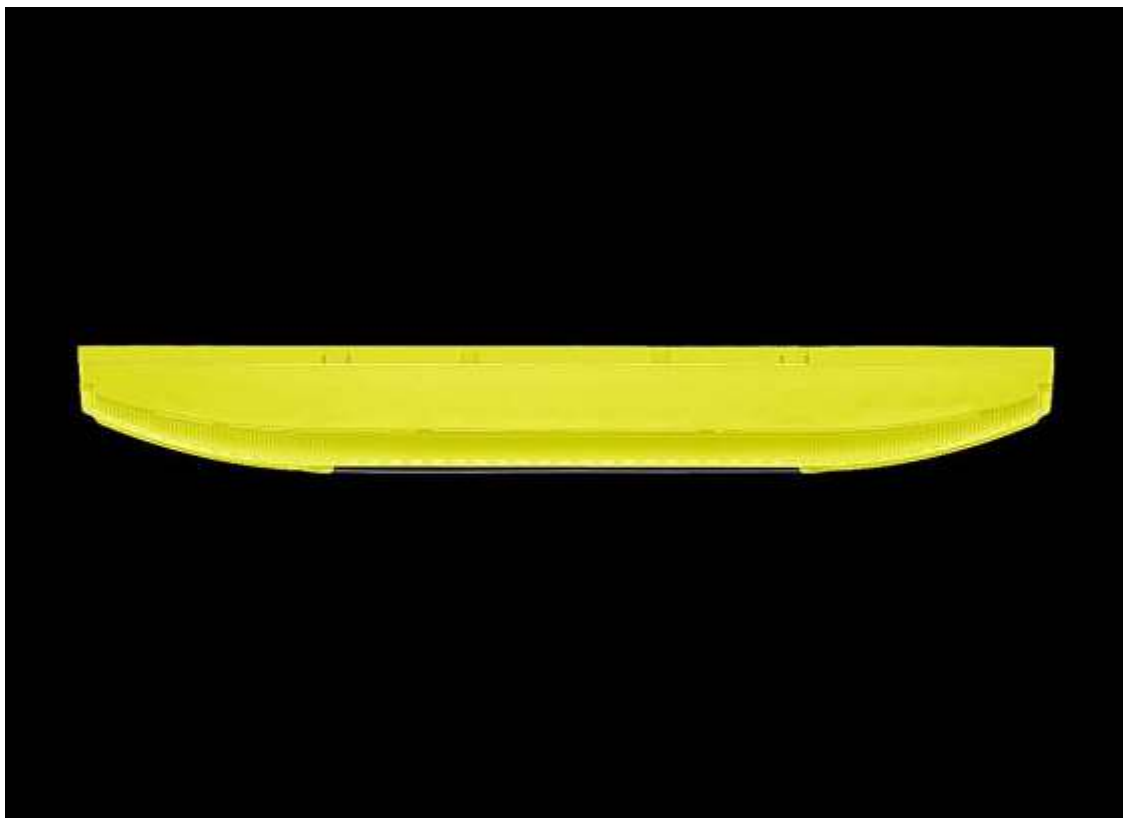




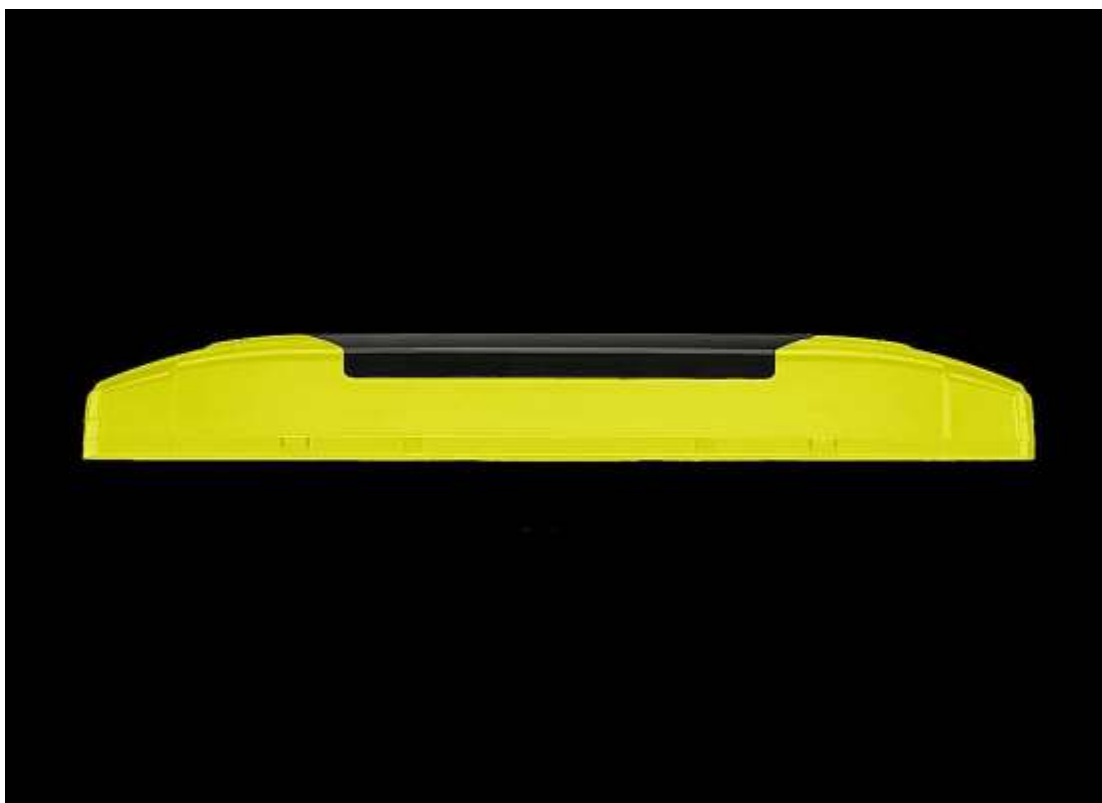
【背面図】



【平面図】



【底面図】



【左側面図】



【通電状態を示す参考図1】



【通電状態を示す参考図2】



【通電状態を示す参考図 3】



【通電状態を示す参考図 4】



【通電状態を示す参考図5】



【通電状態を示す参考図6】

